

地方独立行政法人岩手県工業技術センターの剰余金の 翌事業年度への繰越しに係る知事の承認について

【要旨】

これまでの承認方法と同様、下記方針により内容の確認を行った結果、法人の処分案のとおりとすることが妥当と認められ、知事による剰余金の翌事業年度への繰越し承認にあたって、事務局としては法人の処分案のとおり承認することに異議はない。

記

1 確認方針

知事による剰余金の翌事業年度の繰越し承認（以下「経営努力認定」）については、中期計画において記載された当該事業年度に行うべき事業を行ったことを立証することをもって、経営努力に係る説明責任を果たしたとする取扱いとしている。

区 分	具体的な内容	剰余金処分の取扱い
①行うべき事業を行った場合	当該年度評価対象となる項目において、B評価以上（「概ね計画どおり進んでいる」）の評価が 8割以上 となっていること。	中期計画であらかじめ定められている「剰余金の使途」に翌年度以降充てることができる積立金（以下「目的積立金」という。）として処分
②行うべき事業を行わなかった場合	当該年度評価対象となる項目において、B評価以上（「概ね計画どおり進んでいる」）の評価が 8割未満 となっていること。	積立金として処分（中期目標終了時に残余の額がある場合は、県に納付）

2 確認内容

「平成 26 事業年度に係る業務の実績に関する評価報告書」（案）によると、評価対象となる 28 項目中 28 項目（100%）において「概ね計画どおりに進んでいる」（B評価以上）となっていることを確認。

B評価以上の評価が8割以上となっており、行うべき事業が行われたと判断される。よって、法人の処分案のとおりとすることが妥当と認められる。

3 その他（補足）

(1) 損失処理について

毎事業年度、損益の結果として利益が生じた場合、まずは、前事業年度から繰り越されている損失を補てんすることとされているが、繰越損失は存在しないことから、剰余金をもって、繰越損失を埋める必要はない。

(2) 積立金について

処分案における積立金は人件費によって生じたものである。第2期より、人件費は現員分を交付することとしたため、人件費によって生じた残額は積立金として処分するものであること。

【参考1】平成 26 事業年度の利益の処分に関する書類(案)

(単位:千円)

内訳	第 2 期				第 1 期				
	H26 (案)	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
当期剰余金	58,001	63,450	65,805	53,105	74,522	21,467	29,120	31,576	64,905
積立金(人件費残)	3,043	5,413	3,300	788	74,522	0	0	0	0
目的積立金	54,958	58,036	62,505	52,317	0	21,467	29,120	31,576	64,905

※H22 は中期目標の期間の最後の事業年度のため、損益計算上の利益は積立金に振り替え、県に納付したものの。

【参考2】地方独立行政法人法上の剰余金の取扱い

- ① 毎事業年度、損益の結果として利益を生じた場合には、まずは、前事業年度から繰り越されている損失を補てんし、それでもなお残余があるときは積立金として積み立てることとしている。(法 40 条第 1 項)
- ② ただし、前事業年度から繰り越した損失を補てんした後の残余について、設立団体の長の承認を受けて、中期計画であらかじめ定めてある「剰余金の使途」に翌年度以降充てることができる。(法 40 条第 3 項)

【参考3】地方独立行政法人の経営努力認定について

総務省告示において、経営努力認定の具体的な考え方が次のとおり示されている。

- ① 運営交付金及び地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
- ② 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、行うべき業務を効率的に行ったことにより費用が減少し、その結果、生じた利益は経営努力によるものとする。
- ③ その他地方独立行政法人において、経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

【参考4】地方独立行政法人岩手県工業技術センターの中期計画に定める剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援の充実強化並びに人材育成及び施設設備の改善に充当する。

【参考5】地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターにおける経営努力認定の考え方

- ・ 基本方針
法 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額は、以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。
 - ① 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
 - ② 法第 26 条第 2 項第 6 号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの
- ・ 経営努力認定
前提は、業務実績評価の評定「1」の年度計画を順調に実施している及び「2」の年度計画を概ね順調に実施している割合が概ね 80%以上であること。
この前提に該当する場合は、剰余金の金額と発生要因の報告について、年度計画との対比により利益の発生要因を把握し、上記「参考 3」に記載している経営努力認定の考え方に基づき経営努力認定の可否を判断すること。

【参考6】地方独立行政法人法(抜粋)

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～五 (略)

六 剰余金の使途

第 40 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第 3 項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第 1 項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第 26 条第 2 項第 6 号の剰余金の使途に充てることができる。

4 [略]

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6～7 [略]